

新型コロナウイルス感染症関連情報 ⑭

5月14日、「緊急事態宣言」が39県で解除されたのに続き、21日には兵庫、大阪、京都で、25日には残り5都道県で解除されました。日本共産党の小池書記局長は、「全体としてコロナ感染は収束しつつある。国民が休業・自粛要請に応えた大きな努力の結果であり、医療関係者の奮闘の成果だ」「同時に感染は続いており、今の時期にPCR検査体制や医療体制を強化すること、抜本的な補償措置の強化と継続が必要」と表明しました。

「宣言」解除に伴い、西宮市でも公的施設や学校、保育所などの再開について、一定の方針が示されました。現地点での市の方針を報告します。

1、再開する主な市立公共施設

5月26日 **図書館** ただし開架室への入場は1人30分以内。閲覧席学習室の使用は不可。

5月31日までの来館は西宮市民に限ります。

*混雑を避けるため、借出券番号の末尾が「偶数」の利用者は「偶数日」、借出券番号の末尾が「奇数」の利用者は「奇数日」の来館にご協力を。

ギャラリー・創作室は当面閉鎖を継続。

体育館・・・更衣室シャワー室は使用不可。身体接触がある運動は不可等の制限あり。

6月1日 **公民館・市民会館**・・・定員の50%かつ利用人数を50人以下とする。

また、当面の間、以下の活動は制限。

- 1、大きな声を出す。又は歌う活動（演劇、合唱、詩吟、カラオケなど）
- 2、息を使って音を出す楽器を使用する活動（管楽器など）
- 3、調理・会食を伴う活動（家庭料理、茶道など）
- 4、呼気が激しくなる運動、近距離で組み合ったり接触したりする活動（体操、ジャズダンス、社交ダンス、空手など）
- 5、近距離での会話や対面着席など密接する活動（囲碁、将棋、麻雀等）

ホール・練習室・・・利用人数や用途の制限があります。

2、保育所について

特別保育は5月24日で終了。認可保育所等は原則開所とするが、25日から6月30日までは、就労等でやむを得ず保育が必要な方について受け入れる。保護者が仕事を休むことができる場合など、家庭での保育の協力を要請。

日本共産党 2020.5.28No.723
西宮市会議員団ニュース

西宮市六湛寺町 10-3
TEL35-3368FAX22-7815

市ホームページをご覧になれない方等のため、市発表の情報等をもとにこのニュースを発行しています。

お困りごとは
ひとりで悩まず

日本共産党へ

議員団 0798 (35) 3368
地区委員会 (23) 2281

3、市立学校園について

感染防止対策（3密回避、手洗い消毒等）を徹底した上で**6月1日（月）から教育活動を再開**。

●学校の人数規模や施設状況等により実施内容が異なるが、教育活動に以下の工夫をする。

(1)身体的距離を確保し、活動場所の広さに応じた人数で使用する。

（例）1教室に入る児童・生徒を2グループに分けるなど

(2)分散登校の工夫 児童・生徒数の多い学校は、(1)を実施するため、時間帯によって生徒が登校する時間を変える。 （例）午前・午後の2部制など

(3)時間割編成の工夫 1時間の学習内容を、学校での授業と家庭学習と組み合わせ、効果的に児童・生徒の学びが深まるよう工夫する。・・・ など。

●学校給食は、6月1日～12日は、実施しない。再開時期、実施方法等の詳細は、後日。

●授業時数の確保のため、夏季休業期間中に、授業日の設定を予定。期間及び実施方法は、5月29日に公表する予定。

●市立幼稚園の入園式は、6月2日（火）に規模を縮小（来賓・在園児は不参加とし、参加人数を抑える、時間の短縮など）して実施。規模縮小のため、原則、ご家庭からの出席は1名。また、6月1日～12日は、午前保育。

友達と会えなかった。勉強できなかった。コロナが不安……多くのストレスを抱えた子どもたちを迎え、いよいよ学校が再開されます。

勉強が遅れているからと、詰込みや猛スピードの授業になって、ついていけない子どもが出てくることにはなりません。いま求められるのは一人ひとりを大切にする教育ではないでしょうか。

「9月入学」なども議論されていますが、コロナ危機を通じて皆さんは「今後の教育」について、どうお考えでしょうか。ぜひご意見をお聞かせください。



4、育成センターについて

●6月1日より学校の教育活動が再開し、小学校での「預かり」は終了。留守家庭児童育成センターが開所されます。

●ただし、当面の間、午前8時から午後5時までとし、延長保育は実施しない。また、土曜日は臨時休所。

【パターン1】小学校が2部制での登校となる場合

午前中に登校する児童 午後から利用可（授業開始までの利用不可）

午後から登校する児童 午前中のみ利用可（授業終了後の利用不可）

【パターン2】小学校の全学年が午前中のみ登校となる場合、下校時からの開所となる。

●6月に11日以上育成センターを利用しなかった場合、6月分の育成料を全額減免

西宮市が発行する「西宮市の給付金等各種支援」のリーフレットが近く完成し、配布への協力依頼がありました。赤旗折込みを行いますので、ご理解ご協力をお願いいたします。